

平成30年7月17日

南相馬市農業委員会  
7月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年7月17日(火)午後1時30分開会  
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	欠	12	佐 藤 邦 義	出
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男  
鹿島区 北山 一郎  
原町区 門馬 勝弘  
原町区 木幡 栄

## 3. 出席職員

局長 佐藤 光                      次長 齋藤 ひとみ                      主査 山本 将之  
副主査 島 健太郎                      主事 平田 幸子                      農政課主査 佐藤 俊文

## 4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 4 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 6 報告第 2 6 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 7 報告第 2 7 号 農地の相続税納税猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付について
- 日程第 8 報告第 2 8 号 時効取得による所有権移転について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 現況確認証明願について

## 5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 ただいまより平成30年7月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者はありません。なお、2番委員からは、延刻の申出が届いております。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号12番佐藤邦義委員、14番岡田敏文委員、15番早川孝雄委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、6月21日に、「平成30年度第2回南相馬市農業者年金協議会理事会」が市役所北庁舎会議室で開催され、パークゴルフ大会実施要綱と視察旅行の行き先について協議を行い、開催日等について決定をしたところであります。次に、6月26日に、「一般社団法人福島県農業会議第93回通常総会」が福島市のベル・カーサで開催され、平成30年度事業計画の策定と収支予算の設定などの報告3件、定款の一部変更や役員改選をはじめとする議案3件が審議され、福島県農業会議の新しい会長に、いわき市農業委員会の鈴木理氏を選定したほか、いずれも原案のとおり決定したところあります。次に、7月13日、「平成30年度浜通り地方農業委員会協議会総会」がいわき市の大熊町役場いわき出張所で開催され、平成29年度事業報告並びに収支決算の承認や役員改選についてをはじめとする議案4件が審議され、浜通り地方農業委員会協議会の新しい会長に、相馬市農業委員会会長の前川正人氏を選出したほか、いずれも原案のとおり決定したところあります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第23号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第23号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。今回、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申し出がございました。内容につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長            次に、日程第4、報告第24号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整員主任の14番委員から説明を求めます。

14番委員        報告第24号、農業経営基盤強化促進事業による、所有権移転調整会議の開催について報告を申し上げます。去る6月20日午後1時10分より小高区浮舟文化会館第一研修室において、申出人21名、うち、6名が委任状提出者であります。公益財団法人福島県農業振興公社より利用集積推進第2課の担当者3名、調整委員として私と13番委員の2名、事務局より2名出席により開催いたしました。協議内容の所有権移転の手続等についてですが、前段公社の担当者より、農地売買事業について説明をいただき、申請人についての聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出のあった農地につきましては10a当たり29万円で、公社が購入することになりました。売買代金はそれぞれ申出人の面積に応じて計算し、公社手数料として1%を差し引き、支払い額を算出いたしました。件数が多いため、詳細は別紙のとおりであります。この件は、議案第74号26ページから27ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど協議の方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長            ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長            ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長            次に、日程第5、報告第25号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局から報告を求めます。

事務局           報告第25号についてご説明いたします。議案書の7ページから11ページになります。今回、23件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長            ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第26号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第26号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページ、整理番号1番から6番について、当事者の住所、氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号1番については、昭和55年ごろに亡き父が周辺住民のための駐車場として貸出し、今も使用しています。今回、相続をするにあたり、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、昭和54年に自宅を新築する際に農地に越境して住宅を建築し、その後、昭和63年頃に店舗を建築した際に農地の一部を店舗用の貸駐車場として整備し使用しています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、昭和21年頃に先祖が住宅を建築したときから、農地の一部を進入路として使用しています。今回、転居するに当たりこの土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号4番については、昭和49年に父が住宅を建築したときから進入路として整備し使用しています。今回、住宅を建て替えるに当たり、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号5番については、所有者が相続する少なくとも50年以上前から納屋が建っています。今回、この土地について調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号6番については、平成29年11月頃から、住宅の隣接地の一部を駐車場等として整備し使用しています。今回、農地転用申請を失念していたことから、無断転用状態となってしまったものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第27号、農地の相続税納税猶予の継続届出に係る農業経営継続証明書の交付についてを議題といたします。事務局からの報告を求めま

す。

事務局 報告第27号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページになります。相続税納税猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、相続税納税猶予が1件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第8、報告第28号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第28号についてご説明いたします。議案書の17ページから24ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第9、議案第74号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する議案がありますので、2.利用権設定の整理番号1番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、10番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議長 再開をいたします。事務局から2.利用権設定関係の整理番号1番の説明を求

めます。

事務局 議案第74号の2.利用権設定関係のうち、整理番号1番についてご説明いたします。議案書の28ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第74号のうち、議案書28ページ、整理番号1番について説明いたします。内容については、記載のとおりとなっております。また、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。10番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議長 それでは、再開をいたします。事務局から議案第74号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第74号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の25ページから28ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第74号について説明いたします。議案書26ページから28ページになります。今回所有権移転が21件、利用権設定9件となっております。内容につ

いては記載のとおりとなっております。また、賃料等については、双方合意のうえ決定をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、議案第75号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第75号についてご説明いたします。議案書の29ページから30ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件についてご説明いたします。申請番号1番について、自作地と所有権移転を行う農地面積を合計すると、経営面積が5,000㎡以上となります。これらの案件について、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第11、議案第76号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第76号についてご説明いたします。議案書の31ページから33ページ、申請番号1番から7番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番から6番については報告第26号整理番号1番から6番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きますて、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番、3 番につきますて、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 7 6 号申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 1 ページになっております。なお、この案件は報告第 2 6 号 1 番関連の案件です。7 月 1 0 日午後 3 時、申請人の家族の立ち会いにより現地確認いたしました。申請地は、報告書の記載のとおりであり、駐車場としての利用であり、なんら問題ないと判断してまいりましたので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。続きますて、議案第 7 6 号申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 3 ページです。なおこの案件は報告第 2 6 号 3 番関連の案件です。7 月 1 0 日午前 1 1 時 3 0 分代理人行政書士と電話にて連絡をとりましたが、代理人は 2 0 日までした東京出張ということで、午後 4 時頃、私 1 人で現地を確認し、申請者と電話で聞き取りを行いました。現地及び聞き取りの結果、報告書のとおりであり、その申請に何ら問題ないと判断しましたので、皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番につきますて、4 番委員。

4 番委員 議案第 7 6 号申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 2 ページになります。7 月 1 3 日午後 4 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在から申請事由までは記載のとおりですが、この案件は報告第 2 6 号整理番号 2 番の関連のものであります。この農地に引き続き使用するために、自己用の居宅店舗のほかに貸駐車場用地として賃貸したい考えから、転用申請をするものです。以上のことから、調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 7 6 号、申請番号 4 番の調査の報告をいたします。この案件は、報告第 2 6 号整理番号 4 番との関連でございます。案内図は 4 ページでございます。7 月 1 3 日午前 6 時 3 0 分より、申請人立ち会いのもと、調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号5番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第76号申請番号5番について報告いたします。先ほどの報告第26号整理番号5番の関連案件でもあります。現地案内図は5ページです。7月11日午後5時30分、代理人である行政書士より電話での聞き取り調査を行い、14日午前6時に現地調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 次に、申請番号6番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第76号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。所在から申請事由は記載のとおり、この案件は報告第26号整理番号6番の関係のものです。去る、7月14日午前9時より、申請者立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 次に、申請番号7番について、9番委員。

9番委員 議案第76号申請番号7番について報告いたします。案内図は7ページです。7月12日午後1時頃、代理人であります行政書士及び申請人立ち会いのもと現地現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、立地基準及び一般基準ともに何ら問題ないというものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

事務局 はい、議長。

議 長 事務局。

事務局 総会の途中でございますけども、総会が始まって30分経ちましたので、2番

委員におかれましては、これから入室できませんので欠席となることをお知らせいたします。以上です。

議 長 次、日程第12、議案第77号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号についてご説明いたします。議案書の34ページから35ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、補足を要する案件は特にありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、11番委員。

11番委員 議案第77号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は8ページです。去る、7月14日午前10時より、渡し人、受け人、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、なんら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 次、申請番号2番につきまして、12番委員。

12番委員 議案第77号申請番号2番について報告いたします。現地案内図は9ページになります。7月10日午後6時30分、申請人の代理業代理業者担当者と現地にて聞き取り及び調査、確認をいたしました。申請理由は記載のとおりであり、調査書の調査項目に基づき、調査しました結果、何ら問題ないと判断いたしました。皆様方のご審議のほどよろしくをお願いいたします。よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次、申請番号3番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第77号申請番号3番について報告いたします。現地案内図は10ページになります。7月13日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、申請事由としては、眼科医院の職員用駐車場として、眼科の周囲3カ所の土地を借りておりますが、1ヶ所の地主より返還を求められており、早急に補充用駐車場が必要なことから、眼科医院の南側に位置する既存の駐車場と一体化して利用したいという理由から、転用申請するものです。以上のことから、調査書の調査項目

に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次、申請番号4番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第77号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る、7月12日午前10時頃より、譲渡人2名及び譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地は都市計画区域の農地で、周辺は住宅地であることと、平屋の住宅を建てるため周辺農地への影響はないと判断してまいりました。また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次、申請番号5番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第77号申請番号5番について報告いたします。案内図は12ページです。7月11日午前8時頃、代理人であります行政書士及び譲受人立ち会いのもと現地、現況を確認いたしました。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、何ら問題なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第13、議案第78号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の36ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、非線引都市計画用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請であり、南相馬市へ権限移譲されている案件になります。申請番号3番については、隣接山林より、山砂を採取するに当たり、表土の保管場所としての一時転用であ

り、転用期間は、許可日から平成30年12月17日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第78号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は3ページです。なおこの案件は、先ほどの報告第26号の3番、及び議案第76号の3番の土地の一角であり、代理人行政書士が同じく、申請人の親の土地であることから、申請人には実子であることがわかりました。申請理由は記載のとおりであり、現地確認及び電話での聞き取りの結果、問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、10番委員。

10番委員 議案78号申請番号3番について報告いたします。7月13日午後1時から被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は14ページです。申請理由は記載のとおりでございます。審査の結果、立地基準、一般基準とも問題ありませんでした。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 申請番号2番については、現地調査員2番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 2番委員が欠席となったため、事務局より事前にお預かりしていた調査結果についてご報告いたします。議案第78号申請番号2番につきまして、土地の所在から申請事由については、記載のとおりです。現地案内図は13ページです。去る、7月12日午前11時より、設定人と代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取りで確認をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、2番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第79号農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第79号についてご説明いたします。議案書の37ページです。申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。直置き太陽光発電設備で恒久転用となっております。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第79号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。7月13日午前9時30分より、行政書士及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士及び被設定人から聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15号、議案第80号、現況確認証明願いについてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号6番と7番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、7番委員には、この間退席を願います。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号申請番号6番及び7番についてご説明いたします。議案書の39ページから40ページとなります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。すべての農地について、非農地と判定いたしました。なお、担当農

業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。

議 長 続きます、今回の現地調査委員を代表いたしまして、3番委員から報告をお願いいたします。

3番委員 議案第80号申請番号6番及び7番についてご報告いたします。去る、7月5日、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。所在から利用状況は、記載のとおりです。申請地には、雑木等が生い茂り、農地への復元が困難であり、原野化しているため、非農地と判定いたしました。現地案内図は21ページです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので原案のとおり、決することといたします。7番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

(休議)

議 長 再開をいたします。議案第80号の残り全部について事務局から説明を求めます。

事務局 議案第80号の残りすべてについてご説明いたします。申請番号1番から5番及び8番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いとなっております。すべての農地について、非農地と判定いたしました。なお、申請番号8番を除きまして、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。また、申請番号8番につきましては、合計面積が1万㎡を超える案件であることから、後ほど農地専門委員長にご報告いただきます。以上です。

議 長 申請番号1番から5番までについて、今回の現地調査員を代表いたしまして、3番委員から報告をお願いいたします。

3番委員 議案第80号申請番号1番についてご報告いたします。現地案内図は、16ページです。去る、7月5日、農地専門委員会の現地調査後、1番については、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、調査を行いました。利用状況は記載の

とおりです。山間部のため、農業機械の搬入が難しく、山林化したということでございます。申請番号2番につきまして、現地案内図は17ページです。行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。当人は体の具合が悪くて、後継者もないため、耕作や土地の管理ができず、不耕作となり原野化したということでございます。申請番号3番につきましては、行政書士、立ち会いのもと、現地調査を行いました。利用状況については記載のとおりですが、申請人の父が耕作をしていたが、怪我をしてから、耕作できる状態になかったため、山林化したとの説明がございました。4番につきましては、現地案内図は19ページになります。申請人立ち会いのもと、現地調査を行った結果、道路沿いではありますが、周りが山林のためにイノシシなどの被害が多く、耕作に不向きであり、不耕作となってしまうということでございます。申請番号5番につきましては、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。案内図は20ページとなっております。山に挟まれた土地であり、耕作に不向きということで、不耕作となり原野化したということでございます。申請番号1番から5番についてすべて非農地と判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして申請番号8番については、申請の面積が大規模であることから、農地専門委員会に現地調査をお願いしておりますので、農地専門委員長からの報告を求めます。

農地専門委員会委員長 議案第86号申請番号8番について、報告を申し上げます。面積が、18,219㎡ということで、農地専門委員会で、現地調査を行いました。所在から申請人については記載のとおりでありまして、現地案内図は22ページであります。当該地は、平成15年ころまでは一応耕作をしていたわけですが、周辺が山林さらには段々畑、そしてまた山なり造成地のために、だんだんと耕作に不便をきたし、不耕作となっていくわけですが、現地調査の結果、非農地と判断したわけですが、なお、申請人につきましては記載のとおり遠方に避難しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日本日予定いたしました報告6件、並びに議案7件、合わせて13件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の7月定例総会を閉会とい

たします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後2時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年7月17日

議事録署名人(12番・サトウ クニヨシ)

⑩

議事録署名人(14番・オカダ トシフミ)

⑩

議事録署名人(15番・ハヤカワ タカオ)

⑩